

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月6日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

## 奈良県公安委員会規則第9号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(7)桜井警察署の表室生駐在所の項を削る。

### 附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。